

住居地の届出を行わないことに正当な理由がある場合等在留資格の取消しを行わない
具体例について

平成 24 年 7 月

法務省入国管理局

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（具体的な範囲は後記を参照してください。）の方は、新規上陸の日、在留資格変更許可等により中長期在留者となった日又は届け出た住居地を退去した日から、90日以内に住居地（我が国における主たる住居の所在地をいいます。）を届け出ない場合、住居地の届出をしないことについて「正当な理由」があるときを除き、在留資格取消しの対象となります（入管法第22条の4第1項第8号又は第9号参照）。

法務省入国管理局では、在留資格の取消しの運用の透明性の向上を図る観点から、「正当な理由」に該当する場合等在留資格の取消しを行わない主な事例を下記のとおり公表することとしました（在留資格を取り消すかどうかの判断は、個別・具体的状況に基づいてなされるものであり、必ずしも後記の具体例に限定されるものではありません。）。

なお、在留資格の取消しを行わない具体例については、今後の在留資格取消制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて追加する予定です。

記

- 1 勤めていた会社の急な倒産やいわゆる派遣切り等により住居を失い、経済的困窮等によって新たな住居地を定めていない場合
- 2 配偶者からの暴力（いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス））を理由として避難又は保護を必要としている場合
- 3 病気治療のため医療機関に入院している等、医療上のやむを得ない事情が認められ、本人に代わって届出を行うべき者がいない場合
- 4 転居後急な出張により再入国出国した場合等再入国許可（みなし再入国許可を含む。）

による出国中である場合

- 5 頻繁な出張を繰り返して1回当たりの本邦滞在期間が短いもの等、在留活動の性質上住居地の設定をしていない場合

<中長期在留者の範囲>

入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人で、次の①～⑤のいずれにも該当しない人

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者

<入管法上の規定>

出入国管理及び難民認定法（抄）

（在留資格の取消し）

第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人（第六十一條の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一～七（略）

八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十條第一項若しくは第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

九 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

十（略）